

年金受給者専用定期積金

JA東京みなみで公的年金を受け取っている方  
これから受け取られる方へ

# アクティブシニア定期積金



取扱  
期間

令和6年  
**4/1 (月) ~ 3/31 (月)**  
令和7年

店頭表示金利

**プラス 年0.1%**

(税引後年0.079%)

- 期間：2年以上5年以内
- 1回あたりの払込金額：1万円以上10万円以内
- 払込総額：24万円以上300万円以内

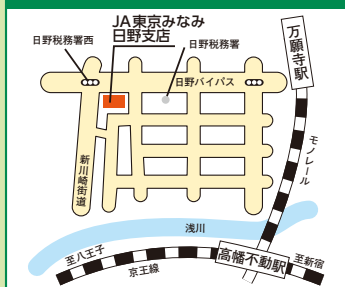
ご利用いただける方は、当組合で公的年金※振込の受取を既に開始している方、新たに開始される方、または振込指定を当組合に変更される方となります。

※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。

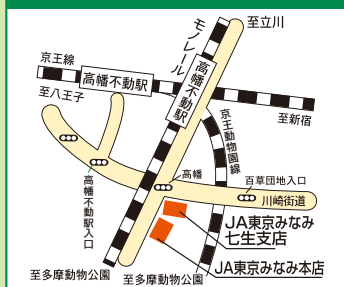
## ご利用のお客様への取引時確認に関するお願い

ご利用者の氏名・住所・生年月日について確認させていただく際、顔写真の無い本人確認書類をご提示いただいた場合、別に本人確認書類をご提示いただく等、追加のご対応が必要となります。詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

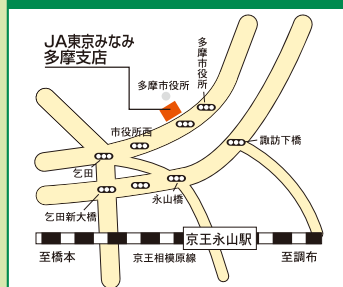
日野支店 ☎042-583-2111



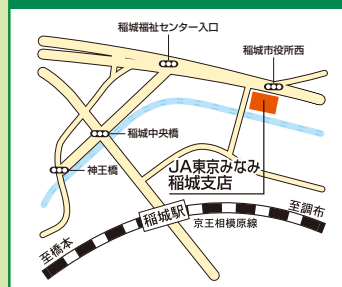
七生支店 ☎042-591-2011



多摩支店 ☎042-375-8211



稲城支店 ☎042-377-6002



# 商品概要説明書

## 年金受給者専用定期積金「アクティブシニア定期積金」 ＜定額式＞

(令和6年4月1日現在)

商品名	・年金受給者専用定期積金「アクティブシニア定期積金」																
取扱期間	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)																
ご利用いただける方	・以下の条件のいずれかを満たす個人に限定します。 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金および農業者年金をいいます。																
期間	・2年以上5年以内																
払込方法 (1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。																
(2) 払込金額	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。なお、令和3年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。																
(3) 払込単位	・1回あたり10,000円以上100,000円以内 (給付契約金額240,000円以上6,000,000円以内、お一人様につき給付契約金額の上限は6,000,000円となります)																
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。																
給付補填金 (1) 適用利回り	・契約時の約定利回り(店頭表示利率に0.1%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。																
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。																
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。																
(4) 税金	・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。																
(5) 金利情報の入手方法	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。																
手数料	—																
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。																
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 〔 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 〕																
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融共済部管理課(電話:042-594-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></tbody></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。